

○学校法人津曲学園コンプライアンス推進規程

令和7年8月27日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人津曲学園（以下「学園」という。）のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、学園の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「職員等」とは、本学園の役員および本学園と雇用関係にある者をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、職員等が、確固たる倫理観をもって学園の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に学園の業務を遂行するため、法令及び寄附行為等の学園の諸規程を遵守することをいう。

3 この規程において「法令」には、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインを含むものとする。

4 この規程において「規程」には、基本方針、規則、規程、細則、その他の名称を問わず、学園が文章により定めた規範を含むものとする。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、学園のコンプライアンス推進の最高責任者として、すべての職員等のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス違反の不正を未然に防止し、不正の速やかな調査と是正を図るとともに、リスク管理を含むコンプライアンスに関わる職員等への研修及び啓発活動を継続して実施する等により、コンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、学園の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

2 職員等は、学園の業務及び職務の執行に関し、法令、寄附行為若しくは学園の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 学園におけるコンプライアンスの推進を図るため、次の各号に掲げる者をコンプライアンス推進責任者とする。

- (1) 法人本部事務局長
- (2) 鹿児島国際大学学長
- (3) 鹿児島高等学校校長
- (4) 鹿児島修学館中学校・高等学校校長
- (5) 鹿児島幼稚園園長

2 前項で指名されたコンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図られるよう措置を講じなければならない。

(コンプライアンス推進委員会の設置)

第6条 理事長は、第3条に定める責務を果たすため、次に掲げる事項を審議するコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- (1) コンプライアンスを推進し管理する体制の整備に関すること。
- (2) 不正行為の防止及び再発防止等に関わる職員等への研修に関すること。
- (3) コンプライアンス違反が認められた事案について、速やかに理事会に報告し、迅速に対応する措置を講じること。
- (4) その他コンプライアンス推進のために必要であると認められる事項

2 委員長は理事長、副委員長は法人本部事務局長をもって充て、その他、次に掲げる者によって構成する。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 内部監査室長
- (4) 委員長が必要と認めた者

3 委員長、副委員長又は委員が以下の各号に該当する場合は、その資格を一時停止する。

- (1) 当該事案の当事者であるとき。
- (2) その他委員長が出席を適切でないと判断したとき。

4 その他、委員会に必要なことは、委員長が決定する。

(コンプライアンス違反に関する他の規程との関係)

第7条 コンプライアンス違反のうち、ハラスメント行為、個人情報の漏洩、公的研究費の不正使用や不正な研究活動その他のコンプライアンス違反に関して、学園の他の規程等に対応が規定されているものは、当該規程に従って対応するものとする。

(相談・通報窓口)

第8条 職員等及び学園の債権者その他の利害関係者は、コンプライアンス違反があると思料する場合には学園に相談又は通報（以下「通報等」という。）することができる。

2 前項の通報等における通報窓口、通報事実の調査及び通報者の保護等については、学校法人津曲学園公益通報に関する規程を準用する。

(懲戒処分等)

第9条 コンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める義務に違反した者は、学校法人津曲学園就業規則及び学校法人津曲学園懲戒規程、並びにその他の規程に従って懲戒処分等の措置を行うものとする。

2 犯罪に該当する行為又は過料対象となる行為を行った者については、捜査機関への告訴・告発又は所轄庁への通告・報告を行う場合がある。

(コンプライアンスのための研修)

第10条 学園は、職員等に対してリスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研修を定期的実施するものとする。

(監査)

第11条 監事は、理事の業務執行に関し、コンプライアンスの観点から監査し、理事会に報告する。

2 内部監査室は、職員の職務執行に関し、コンプライアンスの観点から内部監査し、監事及び理事長に報告する。

3 前2項の監査及び内部監査に関する規程は、別に定める。

(点検・改善)

第12条 学園は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、法人本部内部監査室が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。